


京都府の特別支援教育

平成 31 年1月

 京都府教育委員会

目 次

I 特別支援教育の概要

1 「第3期京都府障害者基本計画」の教育施策	1
2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～	2
3 京都府における特別支援教育のあゆみ	3
4 府立特別支援学校所在地一覧	10
5 府立特別支援学校・地域支援センター一覧	11

II 特別支援教育の現状

1 特別支援学校一覧	13
2 府立特別支援学校紹介	14
3 平成29年度府立特別支援学校中学部及び高等部卒業生の進路状況	28
4 府内特別支援学級児童生徒数	29
5 平成29年度府内小学校及び中学校特別支援学級卒業生の進路状況	29
6 府内通級による指導の実施状況	29

III 特別支援教育統計資料

1 特別支援学校幼児児童生徒数の推移	31
2 府内特別支援学級数及び児童生徒数の推移	33
3 府内通級指導教室設置状況	34
4 府内中学校特別支援学級卒業生進路状況の推移	35
5 研究指定校等の推移	36

IV 特別支援教育参考資料

1 教育支援委員会規程	39
2 障害児福祉関係機関等一覧	41
3 就学奨励費支給対象経費一覧	55

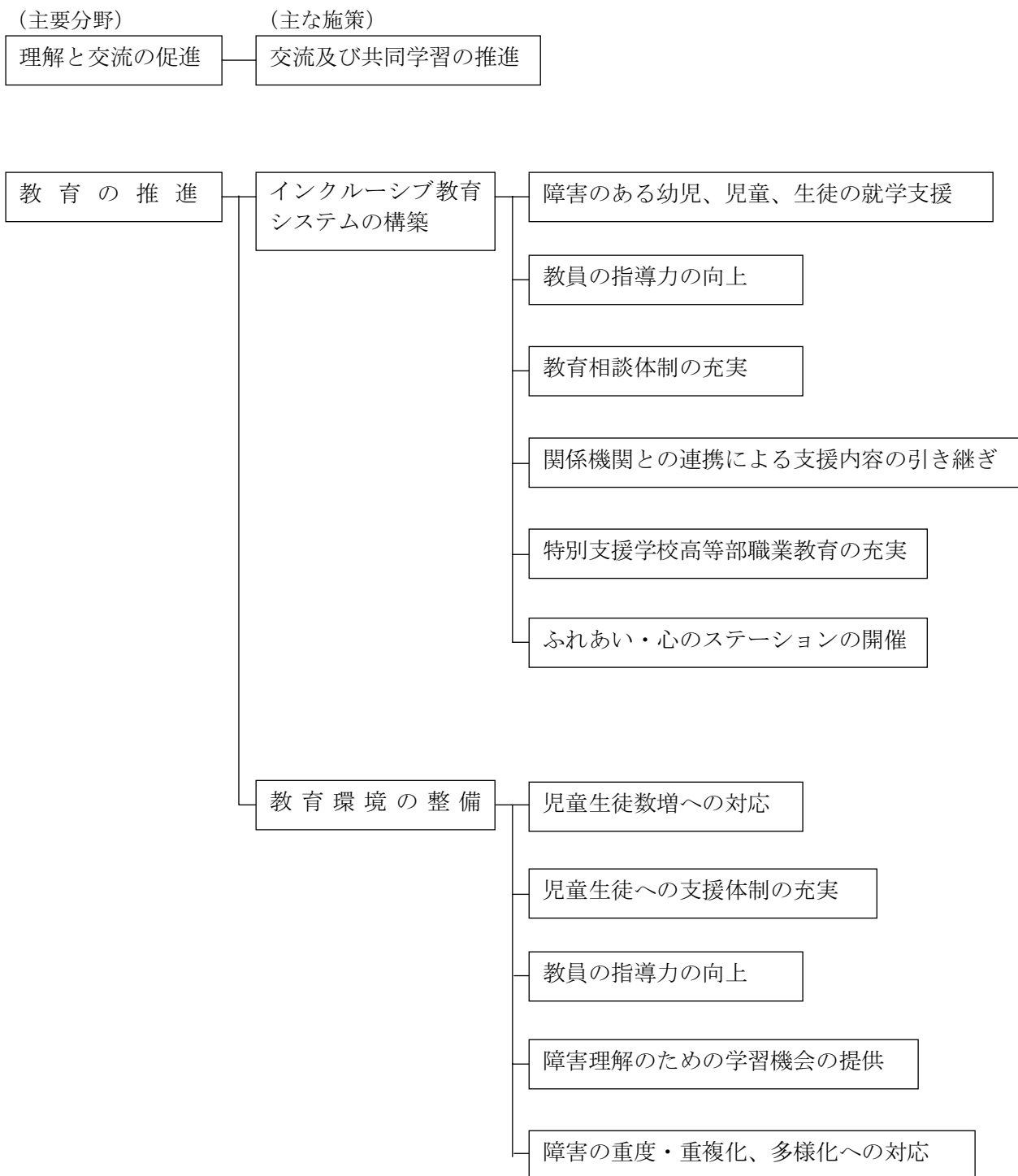
※ 府内とは京都市を除く市町村のことである

I 特別支援教育の概要

- 1 「第3期京都府障害者基本計画」の教育施策
- 2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～
- 3 京都府における特別支援教育のあゆみ
- 4 府立特別支援学校所在地一覧
- 5 府立特別支援学校・地域支援センター一覧

1 「第3期京都府障害者基本計画」の教育施策

(平成27年度～平成31年度)



2 京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～

特別支援教育の推進

障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進します。

-----主な取組-----

- 京都府の特別支援教育の拠点であり、専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター」(SSC)と各府立特別支援学校の地域支援センターの取組の連携を進め、特別支援教育の充実に努めます。また、各市町(組合)教育委員会で行われている相談事業との連携を強化します。
- 就学前から生涯にわたる支援を継続するために、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、相談支援ファイルへの整備を進めます。
- 小・中学校に通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、特別支援学級と併せ弾力的に活用するとともに、すべての学校(園)において、専門的な知識と技能を有する教員の養成を進め、授業のユニバーサルデザイン化を進めるなど、障害のある子どもへの適切な指導を進めます。
- 府立特別支援学校では、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)との連携を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応します。また、医療的ケアを安全に実施する体制を充実します。
- 府立特別支援学校の高等部の生徒を対象に、京都ジョブパークやハローワークの労働関連機関と連携し、就労支援コーディネーターによる多様な職場実習先の開拓やセミナーの実施など、就労への意欲を高めるとともに、日本の産業構造の変化も見据えた職業教育を展開します。また、高等部以下の児童生徒も含めキャリア教育を充実する取組を推進することにより、希望進路を実現し、一人一人の自立と社会参加を目指します。
- みどりキャンプやスポーツによる交流、学校間の交流及び共同学習などを通じて、インクルーシブ教育システム構築を推進するとともに、教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施するなど、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組を推進します。
- デイジー図書・教科書などデジタル図書を普及し、一人一人の障害の状況に応じた学習・読書活動が行えるように環境を整備します。

- * 「移行支援シート」: 特別な支援が必要な子どもが就学、進学する際に、それまでの学校(園)で取り組まれてきた支援、効果的な取組、配慮すべき点などを記入し、情報の共有、一貫した支援を行うためのシート
- * 「授業のユニバーサルデザイン化」: 発達障害などのある子どもが学びやすいように授業を改善する、それが結果的にすべての子どもにとってわかりやすい授業になること
- * 「インクルーシブ教育システム」: 障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ仕組み
- * 「デイジー(DAISY)」: Digital Accessible Information System の略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書の国際標準規格のこと。テキスト・音声・画像が同期していて、テキストは読んでいる部分が反転し、文字の大きさや、読む速さなどが簡単な操作で変えられる。

3 京都府における特別支援教育のあゆみ

年 号	京 都 府	国
明治5年 明治11年 明治19年 明治23年 大正11年 昭和6年 昭和7年 昭和22年	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国最初の「京都盲啞院」設立 ・京都市立成徳小学校に最初の「特殊学級」開設 ・京都市立盲学校及び聾啞学校を京都府に移管、府立学校とする ・聾啞学校を聾学校と改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学制」施行 ・小学校令で就学義務の猶予を規定 ・小学校令で就学義務の免除を規定 ・日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行「学校教育法」で、盲・聾・養護学校教育の義務制を規定 ・盲学校・聾学校(小・中学部)逐年進行で義務制実施
昭和23年 昭和25年 昭和27年 昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市立三笠小学校に府内最初の「特殊学級」開設 ・「盲学校・聾学校舞鶴分校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別制実施について」次官通達 ・文部省、精神薄弱児実態調査 ・「盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布 ・「公立養護学校整備特別措置法」公布
昭和29年 昭和31年 昭和32年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府下特殊教育研究会」発足(昭48「京都府障害児教育研究会」と改称) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改正により調整額8%(特殊学校4%)がつく ・特殊学級への設備補助金支給始まる ・「盲学校・聾学校(小・中学部)学習指導要領一般編」通達 ・「学校保健法」施行 ・「義務教育諸学校定数標準法」施行
昭和33年		
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴整肢学園(現舞鶴こども療育センター)内に府内最初の「肢体不自由学級」開設(三笠小学校籍) 	
昭和35年 昭和37年		<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校(高等部)学習指導要領一般編」通達 ・「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」初中局長通達
昭和38年		<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学校(小・中学校)学習指導要領」通達
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府下特殊学級設置学校長会」発足(後に「京都府特別支援学級設置学校長会」と改称) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省著作「養護学校用教科書」作成 ・「盲学校・聾学校学習指導要領(小学部)」告示
昭和40年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府立盲学校、聾学校及び養護学校の学則」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校学習指導要領(中学部)」告示
昭和41年		<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校学習指導要領(高等部)」告示
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立向日が丘養護学校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省、精神薄弱児実態調査(第2次)

年 号	京 都 府	国
昭和43年 昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校聴能言語室開設 「府立与謝の海養護学校」開校 綾部市立綾部小学校に府内最初の「言語障害学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育総合研究調査協力者会議が「特殊教育の基本的な施策のあり方について(報告)」を発表 「心身障害者対策基本法」公布
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> 国立舞鶴病院内に「病弱学級」開設(倉梯小学校籍)(現舞鶴支援学校行永分校) 	<ul style="list-style-type: none"> 「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)学習指導要領」を改訂(養護・訓練を領域として新設) 国立特殊教育総合研究所開設
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> 京都府議会「教育の機会均等推進に関する意見書」議決 乙訓中学校(現向日市立勝山中学校)に府内最初の「情緒障害学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「盲学校及び聾学校(高等部)の学習指導要領」を改訂し、「養護学校(高等部)の学習指導要領」を作成 養護学校義務制に関する政令公布(昭54より実施) 国立久里浜養護学校開設
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立与謝の海養護学校桃山分校」開校(後の桃山養護学校) 	
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> 「在宅障害児訪問指導教育制度」発足 宇治市立神明小学校に府内最初の「難聴学級」開設 	
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立桃山養護学校」開校 「適正就学指導委員会」(京都府)発足(平14「就学指導委員会」と改称) 府内市町村適正就学指導委員会の設置率100%となる 	
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府障害児教育諸学校研究協議会」発足(平19「京都府特別支援学校研究会」と改称) 	
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児施設「花ノ木学園」内に亀岡小学校障害児学級開設 	
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立丹波養護学校」開校 盲・聾教育開学100周年記念行事開催(京都府の障害児教育100年) 京都府障害児教育教科用図書等調査委員会を設置し、「障害児教育関係教科用図書等調査研究のまとめ」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育に関する研究調査会「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」発表 「学校教育法施行令及び学校保健法施行令等の一部改正について」事務次官通達 「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」初中局長通達 「盲学校・聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立舞鶴養護学校」(現舞鶴支援学校行永分校)開校 国立療養所南京都病院しらうめ病棟の重症心身障害児に訪問教育を実施(府立桃山養護学校) 府内中学校障害児学級及び府立養護学校卒業生の進路追跡調査を実施 京都府障害児教育諸学校(小・中学部)教育課程検討委員会を設置 同教育課程編成資料を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 国際児童年 養護学校義務制スタート 「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)(高等部)学習指導要領」を改訂 盲学校・聾学校及び養護学校小学部の「改訂学習指導要領」施行
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 「府立丹波養護学校亀岡分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 京都府障害児教育諸学校(高等部)教育課程検討委員会を設置 	

年 号	京 都 府	国
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校」開校 ・府総合教育センターを開設し、障害児教育部門を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際障害者年
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校病弱分教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育研究調査協力者会議「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方(報告)」を發表 ・養護学校用小学部算数科・国語科教科書指導書作成
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校城陽分校」開校 	
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立中丹養護学校」開校 ・「府立丹波養護学校亀岡分校」全面改築 ・「府立盲学校・聾学校舞鶴分校」全面改築 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の就学指導資料」発行(昭59.10)(文部省)
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立聾学校舞鶴分校中学部を全面的に廃止 ・府立丹波養護学校亀岡分校に「高等部分教室」を開設 	
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立城陽養護学校」開校 ・府立城陽養護学校に重症心身障害者の高等部を開設 ・「京都府立学校の管理運営に関する規則」の制定に伴い府立盲・聾・養護学校の学則を各学校毎に制定 	
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立城陽養護学校に軽度知的障害児の社会自立を目指した高等部普通科「職業教育系」開設 ・第24回全国身体障害者スポーツ大会「愛とふれあいの京都大会」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う「精神薄弱者」の取扱いについて(昭63.4)(労働省) ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正及び柔道整復師法の一部を改正(昭63.5)(厚生省) ・「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申(昭63.12)
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正(平成.9) ・盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の学習指導要領を改訂(平成.10)
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備事業 ・盲・聾・養護学校芸術鑑賞会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議設置(平2.6)
平成3年		<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級の充実方策について(中間まとめ)」答申(平3.7)
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立盲学校高等部専攻科に保健医療科を新設 ・「音楽フェスティバル」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」答申(平4.3) ・「学校週5日制の実施について」初中局長通知 ・初任者研修制度特殊教育諸学校で本格実施(平4.4)
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・府内最初の「通級指導教室」開設 ・第1回京都府立養護学校高等部スポーツ交流会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則の一部改正について」初中局長通達(平5.1)(通級による指導の制度化)

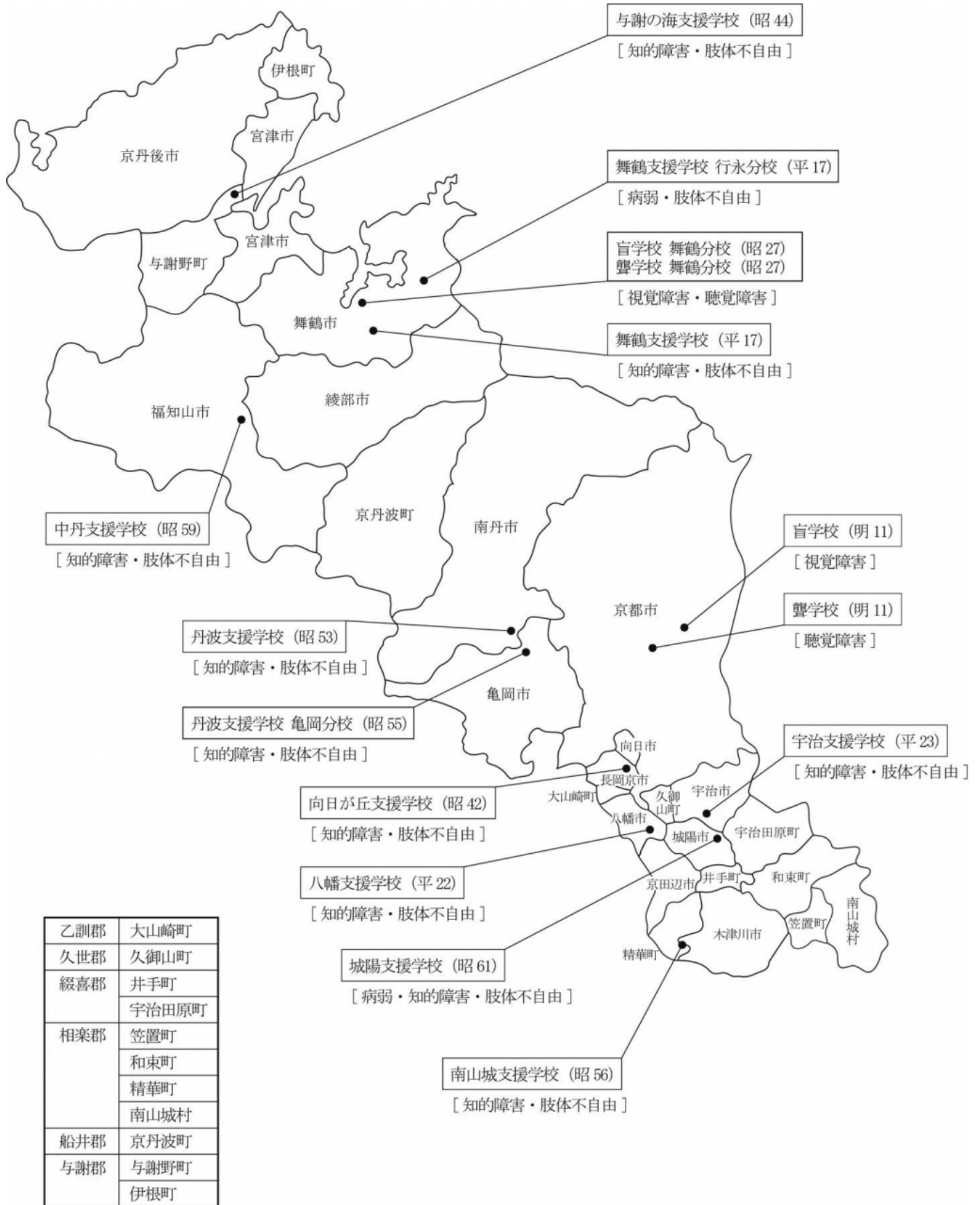
年 号	京 都 府	国
平成6年		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約について」文部事務次官通知(平6.5.20) ・「病気療養児の教育について」初中局長通知(平6.12.21)
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・府内最初の「病弱学級」開設(八幡市立八幡第三小学校、関西医大附属男山病院内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学指導資料」の発行(平7.1)(文部省) ・「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」調査研究協力者会議(平7.3.27)
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害者基本計画」策定 ・第1回「ふれあい・心のステーション」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について(報告)」調査研究協力者会議(平8.3.18) ・第15期中央教育審議会「審議のまとめ」(平8.6.18)
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校高等部訪問教育の試行的実施 ・盲・聾・養護学校情報ネットワーク推進事業 ・低床型スロープ付スクールバスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第一次報告について(平9.2.14) ・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第二次報告について(平9.10.21) ・「教育課程の基準の改善の基本方向について」教育課程審議会(平9.11.17)
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校高等部訪問教育の対象を中学部過年度卒業生まで拡大 ・京都府教育庁指導部学校教育課に障害児教育室設置(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第16期中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の充実」(平10.6.30) ・教育課程審議会最終答申(平10.7.24) ・教育職員養成審議会最終答申(平10.10.29) ・小・中学校学習指導要領告示(平10.12.14)
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に「肢体不自由学級」開設(八幡市立南山小学校、京田辺市立大住小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校学習指導要領告示(平11.3.29) ・盲学校・聾学校及び養護学校(幼稚部、小・中学部、高等部)学習指導要領告示(平11.3.29) ・小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の学習指導要領移行措置の告示(平11.6.3) ・「学習障害児に対する指導について(報告)」調査研究協力者会議(平11.7.2)
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校高等部訪問教育の本格実施 ・中学校に「視覚障害学級」開設(亀岡市立亀岡中学校) ・「府立学校の在り方について(中間まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平12.12.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀の特殊教育の在り方について(中間報告)」調査研究協力者会議(平12.11.6)
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校に「通級指導教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平13.1.15)
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立学校の在り方について(まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平14.1.15) ・「府立養護学校の再編整備計画」策定(平14.3) ・中学校に「聴覚障害学級」開設(綾部市立綾部中学校) ・京都府教育庁指導部障害児教育課設置(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の一部を改正(平14.4.24) ・「障害のある児童生徒の就学について」初中局長通知(平14.5.27) ・「就学指導資料」の発行(平14.6)(文部科学省)
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校・地域等連携推進事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平15.3)

年 号	京 都 府	国
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害者基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)作成(平16.1) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平16.6) ・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」初中局長通知(平16.10) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)」中央教育審議会(平16.12)
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立舞鶴養護学校」開校 ・「府立舞鶴養護学校行永分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 ・組織改正により「特別支援教育課」に名称変更 ・「府立養護学校の再編整備計画に基づく南部地域実施計画」策定 ・平成18年度京都府公立学校教員採用選考試験に「盲・聾・養護学校」の校種を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」施行(平17.4) ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」初中局長・高教局長通知(平17.4) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」中央教育審議会(平17.12)
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に発達障害の子どもを学校全体で支援する体制整備のための「非常勤講師」を配置(特別支援教育充実事業) ・中学校に「通級指導教室」開設 ・第30回全国高等学校総合文化祭「京都総文」協賛盲・聾・養護学校部門開催(平18.8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」初中局長通知(平18.3) ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」文部科学事務次官通知(平18.7) ・「就学指導資料(補遺)」発行(平18.7) ・「教育基本法」改正(平18.12)
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の種類について「京都府立高等学校等設置条例」等関係条例・規則の一部改正により「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に移行 ・「特殊学級(府内では「障害児学級」)の名称について「特別支援学級」に変更 ・府内のすべての特別支援学校に「地域支援センター」を開設し、専任の「地域支援コーディネーター」を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」文部科学事務次官通知(平19.3) ・「特別支援教育の推進について」初中局長通知(平19.4) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度創設(平19.4)
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府立特別支援学校展「はあと♥ギャラリー in Rubino」開設(平20.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂(平20.3) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度について全公立小中学校数相当分の措置(平20.4) ・小・中学校学習指導要領移行措置の告示(平20.6)
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設特別支援学校(八幡・久御山地区)開設準備室」設置(平21.4) ・「府立八幡支援学校」開設(平21.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～」特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(平21.2) ・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等改訂、同移行措置の告示(平21.3)

年 号	京 都 府	国
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立八幡支援学校」開校(平22.4) ・「府立宇治支援学校開設準備室」設置(平22.4) ・「府立宇治支援学校」開設(平22.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置の拡充(公立幼稚園分について措置)(平21.4) ・「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～」(平21.8) ・「障がい者制度改革推進本部」設置閣議決定、「障がい者制度改革推進会議」設置(平21.12) ・「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(障がい者制度改革推進会議(平22.6)) ・中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置(平22.7) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平23.8)
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立桃山養護学校」閉校(平23.3) ・「府立宇治支援学校」開校(平23.4) ・各「養護学校」を「支援学校」に改称する(平23.4) ・宇治支援学校に「京都府スーパーサポートセンター(略称:SSC)」を設置(平23.4) 	
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立聾学校高等部の産業工芸科、デザイン科、色染科及び被服科を廃止し、京都アート科及び情報科を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(平24.4) ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央審議会初等中等教育分科会(平24.7.23)
平成25年		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」制定(平25.6) ・学校教育法施行令の一部を改正(平25.9.1) ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」初中局長通知(平25.10.4) ・「教育支援資料」の発行(平25.10)文部科学省
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(平26.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利に関する条約」批准(平26.1)
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立特別支援学校の新設を公表(平27.1) ・「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行(平27.4) ・「就学指導委員会」(昭49発足、平14改称)を「教育支援委員会」に改称(平27.4) ・府立特別支援学校の新設に向けて井手町との連携協定を締結(平27.6) 	
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立舞鶴子ども療育センターの移転に伴い舞鶴支援学校北吸分校を行永分校と統合(平28.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」施行(平28.4) ・「発達障害者支援法」改正(平28.8)
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立城陽支援学校にビジネス総合科を新設 ・第1回「京しごと技能検定」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂(平29.3)

年 号	京 都 府	国
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」施行(平30.3) ・府立八幡支援学校に福祉総合科を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令」施行(平29.3) ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」作成(平29.3) ・特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領改訂(平29.4) ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領移行措置の告示(平29.7) ・特別支援学校(小学部、中学部)学習指導要領移行措置の告示(平29.12) ・高等学校学習指導要領改訂(平30.3) ・「教育と福祉の一層の連携等の推進について」初中局長通知(平30.5) ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行(平30.8) ・高等学校学習指導要領移行措置の告示(平30.8)

4 府立特別支援学校所在地一覽



5 府立特別支援学校・地域支援センター一覧

府立特別支援学校に併設の地域支援センターでは、関係機関と連携して地域の発達障害を含む障害のある子どもへの教育相談や学校に対して適切な教育支援について助言を行っています。

学校	区分	地域支援センター名	所在地	電話 FAX番号
盲学校		京都府視覚支援センター	〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27(幼小中)	075-492-6733 075-492-6920
			〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1(高)	075-462-5083 075-462-5770
舞鶴分校		(休校中)	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	0773-75-1094 0773-76-2711
聾学校		京都府聴覚支援センター	〒616-8092 京都市右京区御室大内4	075-461-8121 075-461-8122
舞鶴分校		京都府北部聴覚支援センター	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	0773-75-1094 0773-76-2711
向日が丘支援学校		向日が丘相談・支援センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11	075-951-8361 075-951-8362
宇治支援学校		地域支援センターうじ	〒611-0031 宇治市広野町丸山10	0774-41-3701 0774-45-2220
城陽支援学校		地域支援センター「サポートJOYO」	〒610-0113 城陽市中芦原1-4	0774-53-7100 0774-53-4044
八幡支援学校		地域支援センターやわた	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321 075-982-7361
南山城支援学校		南山城相談支援センター	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	0774-72-7255 0774-72-7256
丹波支援学校		たんば地域支援センター	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185 0771-42-5186
亀岡分校		たんば地域支援センター	〒621-0045 亀岡市千代川町湯井巽筋38	0771-23-7847 (FAX共用)
中丹支援学校		中丹教育支援センター	〒620-0003 福知山市大字私小字打溝8	0773-32-0011 0773-32-0012
舞鶴支援学校		舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133 0773-78-3135
※行永分校		舞鶴支援学校トータルサポートセンター 病弱支援部門(TSC)	〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17	0773-63-6700 0773-63-6701
与謝の海支援学校		丹後地域教育支援センター よさのうみ	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770 0772-46-2771

各地域支援センターの拠点として教員への研修の実施や府全域を支援するより専門的な教育相談を行う	京都府スーパーサポートセンター(SSC)	〒611-0031 宇治市広野町丸山10(宇治支援学校内)	0774-41-3703 0774-45-2220
--	----------------------	----------------------------------	------------------------------

●京都府総合教育センター

京都市伏見区桃山毛利長門西町(〒612-0064)
TEL 075-612-3266(FAX 075-612-3267)

●京都府総合教育センター北部研修所

綾部市川糸町堀ノ内(〒623-0012)
TEL 0773-43-2934(FAX 0773-43-2935)

